

令和6年度 海陽町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1. 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の増進を図り、障害者施設等で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針は、本町のすべての部署が発注する物品等の調達に適用する。

3. 対象となる障害者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件を全て満たす事業所）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達する物品等

本町において障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

(1) 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他障害者就労支援施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障害者就労支援施設等が提供することが可能な役務

5. 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各部署に対してその情報を提供する。
- (2) 各部署は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するものとする。

6. 調達の目標

調達目標額は、物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とし、可能な限りの調達に努めるものとする。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 会計年度終了後、物品等の調達実績をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

8. その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 本方針の担当窓口は、海陽町長寿福祉人権課とする。